

Q & A 改定履歴

7/3 質問 9 を追加

大阪文化芸能国民健康保険組合 保険料減免申請にかかるQ&A

項番	内容	回答
1	減免対象1の主たる生計者とはだれのことを指すのか	原則、当組合組合員の方となりますが、住民票上同一世帯でも社会保険等に加入中で、当組合に加入されていない方を主たる生計者と判断する場合もございます。(収入が組合員より多いことが確認できる場合)
2	元年分の確定申告をしていないが減免は受けられるのか	前年分の収入と2年度分の収入見込での比較により減免の判定を行いますが、申告をされていない場合、当組合では前年分の収入を確認することができないため減免の判定ができません。申告を行った後に申請をお願いいたします。(給与収入の場合に事業所が申告をしている場合は不要です。)
3	新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少とはどのような場合を指すのか	新型コロナウイルス感染症それ自体や、その拡大防止のための措置によるものを指します。新型コロナウイルスの影響でないことが明らかな場合(懲戒解雇や令和元年中の離転職が原因である場合等)は除きます。
4	新型コロナウイルスが原因ではないが、1月から3月あたりにかけて長期間入院していて令和2年は減収予定であるが減免になるか	ご自身の疾病で長期入院されていることが確認された場合はコロナウイルスの影響とはなりませんので減免判定の計算期間からは対象外となります。対象外の期間を除いた部分でコロナウイルスの影響による減収が確認できた場合は減免となります。 例:1～3月まで入院していた場合、4～12月を計算期間として減免判定を行う。
5	令和元年中は企業で働いていたが、年末に退職し、令和2年度より個人事業主となった。現在、仕事の受注がなく収入がない状態であるが今回の減免の対象となるのか	元年中が給与収入、2年度が事業収入となる場合は今回、減免の判定対象とはなりません。 (収入種別ごとに減収の判定を行うとされているため)
6	令和元年中は収入がなかったが今回の減免対象となるのか	元年中の収入を基準として減収の判定をするため、元年中の収入がない場合は減免の対象とはなりません。
7	収入見込額とはどのように算出すればいいか	申請者それぞれのご事情がおりかと思っておりますので、当組合が合理的と判断できるものであれば、令和2年中の収入額の算出方法は問いません。申請の際に、収入申告書の説明欄に算出方法を記入してください。 例:半年分の収入を倍とする方法や、月の平均額を算出し12倍とする など
8	事業収入と給与収入の両方を申告している場合の提出書類は何か必要なのか	3/10以上の減少する見込みである方の収入確認書類をご提出ください。
9	事業の収入を雑収入で計上しているがその場合はどうなるのか	国から雑収入での判定は行わないと指針が示されており現状、雑収入での減収判定は行いません。 当組合で収入の判定に使用する収入は確定申告書Bの中では事業(営業等)㉞ または給与㉞ の収入部分となります。
10	職業調査で確定申告書写しを提出したが、再度確定申告書写しの提出が必要なのか	職業調査とは別に減免申請用の資料としての保存が必要であること、審査時間短縮のため、再度ご提出くださいますようお願い申し上げます。

大阪文化芸能国民健康保険組合 保険料減免申請にかかるQ&A

項番	内容	回答
11	電子申告をしている場合はどうすればよいか	電子申告された申告書を印刷いただき提出してください。(電子申告受付済みの印字がされているもの) 電子申告受付済みの印字がない場合は、メールでの受付(受信)通知を添付してください。
12	確定申告書の控えをなくしてしまった(捨ててしまった)場合はどうすればよいか	申告した税務署へお問い合わせください。控えを取り寄せることができます。(特定個人情報開示請求の手続き) 取り寄せには1ヶ月程度かかります。
13	令和2年中の収入がわかる帳簿等書類の写しはどこまで必要なのか	申請される月の直近の月末分までの分となります。 例:7月に申請される場合は6月末分まで ご提出いただけない場合は当組合での減免の審査ができませんのでご了承ください。
14	申請の期限はありますか	提出期限としましては令和2年8月31日を期限といたします。 希望される場合はお早めに申請をお願いいたします。 それ以降に申請された場合はお受けできませんのでご了承ください。
15	保険料の納付猶予申請も行っているが減免も受けられるのか	猶予の申請をされている世帯も収入の減少率が条件に当てはまる場合は減免の対象となります。
16	申請すれば減免になるのか、保険料の全額がなくなるのか	減収率により減免率が決定されるため全額減免とはならない場合があります。 事前に電話等で減免の可否及び減免額についてお問合せをいただいても、お答えすることができませんのでご了承ください。
17	申請の結果はどのくらいでわかるのか	書類に不備等がなければ3~4週間程度で結果を郵送する予定です。 ただし、件数が想定より多く審査に時間がかかる場合は上記の期間より遅くなる場合もございます。
18	既に保険料を支払ってしまっている分はどうなるのか	減免の判定に時間がかかり引落処理の停止が間に合わなかった場合や、すでに納入済みの減免対象期間の保険料につきましては、減免決定後の保険料との差額分を過納分として還付処理または翌月以降への充当処理とさせていただきます。
19	減免決定後、収入見込が変更になった場合は再度判定してもらえるのか	見込収入で申請いただくため、減免決定後の減免区分は原則として再判定いたしません。ただし、収入状況が申請時より大幅に改善した場合は、減免の対象から外れる可能性がございますので、当組合までご連絡ください。また、2年度の収入見込を過剰に少なく申告していた場合や、虚偽の申告をされて減免を受けていたことが確認された場合、減免の一部または全部取消処分となる場合がございます。取消となった場合、本来の保険料額との差額を一括納付していただくこととなりますのでご注意ください。
20	減免を受けてもなお保険料の支払いが難しい場合はどうすればよいか	減免を受けたうえでも滞納されてしまった場合、3か月以上経過してしまいますと組合の規約により除名処分の対象となる可能性がございます。